

## 第4－2 項別早見表

あ

アーケード（延長 50m以上のもの）	→ (18) 項
アイススケート場（観覧席を有するもの）	→ (1) 項イ
観覧席を有しないのもの	→ (15) 項
アスレチッククラブ	→ (15) 項
アダルトショップ	→ (4) 項
アパート	→ (5) 項ロ
アロマテラピーリラクゼーションルーム	→ (15) 項
編物教室、編物専修学校	
各種学校その他これに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
あんまマッサージ院	→ (15) 項
あんまマッサージ指圧学校・専修学校	
各種学校その他これに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項

い

医院	→ (6) 項イ
生け花教室	→ (15) 項
囲碁教室、囲碁クラブ	→ (2) 項ロ
居酒屋	→ (3) 項ロ
一時預り所	→ (15) 項
市場	
販売するもの	→ (4) 項
販売しないもの	→ (15) 項
犬訓練所	→ (15) 項
犬猫病院	→ (15) 項
イメージクラブ	→ (2) 項ハ
医療学校、医療専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
印刷所	→ (12) 項イ
飲食店	→ (3) 項ロ
インターネットカフェ	→ (2) 項ニ

う

ウィークリーマンション	→ (5) 項イ
魚市場	
販売するもの	→ (4) 項
販売しないもの	→ (15) 項
海の家（その実態により判断する）	
実態が、旅館等であれば	→ (5) 項イ

え

エアロビクス教室	→ (15) 項
英会話スクール、英語専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
映画館	→ (1) 項イ
映画スタジオ	→ (12) 項ロ
栄養学校、栄養専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
営林署	→ (15) 項
駅	→ (10) 項
エステティックサロン	→ (15) 項
演芸場	→ (1) 項イ
LPG充てん場	→ (12) 項イ
SMクラブ	→ (2) 項ハ

お

オートレース場	→ (1) 項イ
屋内給油取扱所	→ (4) 項
屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）	→ (15) 項
汚水処理場	→ (15) 項
卸売市場	
販売するもの	→ (4) 項
販売しないもの	→ (15) 項
卸売業	
物品を販売するもの	→ (4) 項
物品を店頭で販売しないもの	→ (15) 項
音楽教室、音楽専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
音楽ホール（客席を有するもの）	→ (1) 項イ
温室	→ (15) 項
温泉浴場（公衆浴場に該当するもの）	→ (9) 項ロ
温泉旅館	→ (5) 項イ

か

カート置場（ゴルフ場内）	→ (13) 項イ
会館（公会堂、集会場に該当するもの）	→ (1) 項ロ
会計事務所	→ (15) 項
介護老人保健施設	→ (6) 項ロ
外国公館	→ (15) 項
外国語スクール	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
回転寿司	→ (3) 項ロ
回転翼航空機の格納庫	→ (13) 項ロ
各種学校	→ (7) 項
格納庫（飛行機又は回転翼航空機の格納庫）	→ (13) 項ロ
家具屋（販売店）	→ (4) 項
学習塾	→ (15) 項
貸衣装店	→ (15) 項
貸レコード店	
貸すだけのもの	→ (15) 項
販売もするもの	→ (4) 項
菓子学校、菓子専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
貸自転車	→ (15) 項
仮設建築物	→ それぞれの用途
ガソリンスタンド	→ (4) 項
火葬場	→ (15) 項
家族寮	→ (5) 項ロ
カタログ販売を行っている店舗	
（ただし、物品を展示、販売していないもの）	→ (15) 項
家畜病院	→ (15) 項
家畜舎	→ (15) 項
割烹	
料理店に該当するもの	→ (3) 項イ
飲食店に該当するもの	→ (3) 項ロ
割烹旅館	→ (5) 項イ
華道教室、華道学校、華道専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
カフェー（これらに類するものを含む。）	→ (2) 項イ
カプセルホテル	→ (5) 項イ
かまぶろ（室内を蒸気で中温・高温にして入浴するもの）	→ (9) 項イ
歌謡教室	→ (15) 項
カラオケ（ハウス、ボックス、ルーム）	
個室において客に利用させるもの	→ (2) 項ニ
個室以外のカラオケのみ	→ (2) 項ロ

か

画廊	→ (8) 項
販売するもの	→ (4) 項
簡易旅館	→ (5) 項イ
官公署	→ (15) 項
看護学校（養成所）、看護専修学校	→ (7) 項
観覧場	→ (1) 項イ
カントリーエレベーター	→ (14) 項

き

危険物製造所等（それぞれの実態で判断する）	→ (15) 項
着付け（美容院）	→ (15) 項
着付け教室、着付け専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
喫茶店	→ (3) 項ロ
個室を設けインターネット利用等のサービスの提供を行う店舗	→ (2) 項ニ
寄宿舎	→ (5) 項ロ
キヤッショコナー	→ (15) 項
キャバレー	→ (2) 項イ
急患センター	→ (6) 項イ
救急救命士学校・養成所	→ (7) 項
救護施設	→ (6) 項ロ
休日急患診療所	→ (6) 項イ
給食センター（学校と敷地を異にするもの）	→ (12) 項イ
給油取扱所	→ (4) 項
教会	→ (11) 項
競技場	
観覧席のあるもの	→ (1) 項イ
観覧席のないもの	→ (15) 項
競艇場	→ (1) 項イ
共同住宅	→ (5) 項ロ
共同生活介護を行う施設	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの（短期入所等施設等）	→ (6) 項ハ
共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く）	→ (6) 項ハ
きゅう施術所	→ (15) 項
牛舎	→ (15) 項
弓道場	→ (15) 項
郷土館	→ (8) 項
漁業協同組合	→ (15) 項
銀行	→ (15) 項

く

空港施設	→ (10) 項
薬屋（販売店）	→ (4) 項
クリーニング店	→ (12) 項イ
取次店	→ (15) 項
クリニック	→ (6) 項イ
グループホーム	→ (6) 項ロ
クラブハウス（ゴルフ場）	→ (15) 項
クラブハウスに宿泊施設がある場合	→ (16) 項イ

け

警察署	→ (15) 項
警察学校	→ (7) 項
鶏舎	→ (15) 項
競馬場	→ (1) 項イ
軽費老人ホーム	→ (6) 項ハ
刑務所	→ (15) 項
経理学校、経理専修学校	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
計理士事務所	→ (15) 項
競輪場	→ (1) 項イ
競輪場選手宿泊所（競輪場と別棟の場合）	→ (5) 項イ
ケーキ販売店	→ (4) 項
劇場	→ (1) 項イ
下宿	→ (5) 項ロ
結婚式場	→ (1) 項ロ
飲食等を伴う場合	→ (3) 項ロ
検察庁	→ (15) 項
研究所	→ (15) 項
献血センター	→ (15) 項
研修センター	
学校と同様な用途に供されるもの	→ (7) 項
研修のための宿泊室	→ (5) 項ロ
上記以外のもの	→ (15) 項
建設専修学校	→ (7) 項
建築設計事務所	→ (15) 項
県庁舎	→ (15) 項
ゲームセンター	→ (2) 項ロ
原野（市町村長の指定する山林に含まれるもの）	→ (19) 項

こ

ゴーゴー喫茶

客席で婦女の接待又は客にダンスをさせる設備を有するもの	→ (2) 項イ
上記以外のもの	→ (3) 項ロ
コインランドリー	→ (15) 項
コインロッカー	→ (15) 項
拘置所	→ (15) 項
小売業（物品を販売するもの）	→ (4) 項
公会堂	→ (1) 項イ
興行場	→ (1) 項イ
航空機の発着場	→ (10) 項
公衆浴場	
蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	→ (9) 項イ
上記以外のもの	→ (9) 項ロ
工場	→ (12) 項イ
更生施設	→ (6) 項ハ
鉱泉浴場（公衆浴場であるもの）	→ (9) 項ロ
高等学校	→ (7) 項
高等専門学校	→ (7) 項
公民館	→ (1) 項ロ
墓会所	→ (2) 項ロ
国民宿舎	→ (5) 項イ
穀物乾燥設備	→ (14) 項
個室付き浴場	
公衆浴場で蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	→ (9) 項イ
上記以外の公衆浴場	→ (9) 項ロ
個室ビデオ	→ (2) 項ニ
個室を設けインターネット利用等のサービスの提供を行う店舗	→ (2) 項ニ
個室以外で飲食等を提供するもの	→ (3) 項ロ
ごみ処理場	→ (15) 項
小料理店	
飲食物の提供とともに、客の接待のための婦女従業員を有するもの	→ (3) 項イ
飲食物は提供するが、客の接待のための婦女従業員を有しないもの	→ (3) 項ロ
ゴルフ練習場	→ (15) 項
ゴルフ練習場（バーチャル等の仕様で風営法の規制のかかるもの）	→ (2) 項ロ
コンピューター学校、コンピューター専修学校	
学校と同様な用途に供されるもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項

さ

サーカス	→ (1) 項イ
斎場	→ (1) 項ロ
サイクルショップ	→ (4) 項
採血センター	→ (15) 項

さ

在宅介護施設	→ (6) 項ハ
裁判所	→ (15) 項
サウナ風呂（公衆浴場であるもの）	→ (9) 項イ
酒場（実態に応じて判定する。）	
キャバレー、ナイトクラブなどに該当する	→ (2) 項イ
飲食店に該当する	→ (3) 項ロ
魚屋	→ (4) 項
サッカー場（観覧席を有するもの）	→ (1) 項イ
雑貨店	→ (4) 項
作業場	→ (12) 項イ
サロン	→ (2) 項イ
産院	→ (6) 項イ
山林（市町村長の指定する山林に含まれるもの）	→ (19) 項

し

指圧院	
指圧学校、指圧専修学校学校と同様な用途に供されるもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
寺院	→ (11) 項
歯科医院	→ (6) 項イ
歯科衛生士専修学校	→ (7) 項
歯科技工士専修学校	→ (7) 項
歯科技工所	→ (15) 項
歯科助手学校	→ (7) 項
市町村の機関	→ (15) 項
史跡	→ (17) 項
肢体不自由児施設	→ (6) 項ロ
通所のみ	→ (6) 項ハ
自治大学校	→ (7) 項
視聴覚障害者情報提供施設	
（原則として図書館のうち点字図書館に類するものに該当するもの）	→ (6) 項ハ
児童館	→ (15) 項
自動車学校、教習所	
各種学校その他これらに類するもの	→ (7) 項
上記以外のもの	→ (15) 項
自動車車庫	→ (13) 項イ
自動車を在庫させる防火対象物	→ (13) 項イ
自動車販売	→ (4) 項
児童家庭支援センター	→ (6) 項ハ
児童自立支援施設	→ (6) 項ハ
児童デイサービス	→ (6) 項ハ
児童養護施設	→ (6) 項ハ

し

事務所	→ (15) 項
市役所	→ (15) 項
車検場	
車の性能検査のみを行うもの	→ (15) 項
作業工程もあるもの	→ (12) 項イ
写真館	→ (15) 項
写真専修学校	→ (7) 項
車庫	→ (13) 項イ
社宅	→ (5) 項ロ
車両の停車場	→ (10) 項
獣医院	→ (15) 項
集会場	→ (1) 項イ
柔道整復施術所	→ (15) 項
宿泊所	→ (5) 項イ
就労移行支援施設	→ (6) 項ハ
就労継続支援施設	→ (6) 項ハ
重症心身障害児施設	→ (6) 項ロ
重要な文化財	→ (17) 項
重要美術品	→ (17) 項
重要文化財	→ (17) 項
重要有形民俗文化財	→ (17) 項
住宅展示場	→ (15) 項
塾	→ (15) 項
ショートステイ	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの（短期入所等施設等）	→ (6) 項ハ
障害者共同生活介護施設	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの（短期入所等施設等）	→ (6) 項ハ
障害者共同生活援助施設（短期入所等施設を除く）	→ (6) 項ハ
障害者支援施設	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの	→ (6) 項ハ
障害者自立訓練施設	→ (6) 項ハ
障害者就労移行支援施設	→ (6) 項ハ
障害者就労継続支援施設	→ (6) 項ハ
障害者生活介護施設	→ (6) 項ハ
障害者短期入所施設	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの	→ (6) 項ハ
小学校	→ (7) 項
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (在宅介護、デイサービス、短期入所)	→ (6) 項ハ
将棋教室、将棋クラブ	→ (2) 項ロ

し

場外馬券売場	→ (15) 項
準地下街	→ (16 の 3) 項
少年院・少女院	→ (15) 項
消防学校	→ (7) 項
蒸気浴場	→ (9) 項イ
情緒障害児短期治療施設	→ (6) 項ハ
消防署	→ (15) 項
浄水場	→ (15) 項
商工会議所	→ (15) 項
植物園	→ (15) 項
助産施設	→ (6) 項ハ
助産所	→ (6) 項イ
職業安定所	→ (15) 項
職業訓練校	→ (7) 項
職業訓練所	→ (15) 項
自立訓練施設	→ (6) 項ハ
シルバーマンション	→ (5) 項ロ
鍼灸院	→ (15) 項
身体障害者福祉センター	→ (6) 項ハ
診療所	→ (6) 項イ
森林（市町村長の指定する山林に含まれるもの）	→ (19) 項
神社	→ (11) 項
ジェットスキー用保管庫	→ (14) 項
新聞社	→ (15) 項

す

水族館	→ (15) 項
スーパーマーケット	→ (4) 項
スイミングスクール	→ (15) 項
スタジオ	
写真業を営むもの	→ (15) 項
映画・テレビのスタジオ	→ (12) 項ロ
スタンドバー（実態により判断する。）	
ストリップ劇場	→ (1) 項イ
スナック・バー	
客席で婦女の接待又は客にダンスをさせる設備を有するもの	→ (2) 項イ
上記以外のもの	→ (3) 項ロ
スポーツ施設（観覧を有するもの）	→ (1) 項イ
スマートボール	→ (2) 項ロ

**せ**

青果市場（せり市を主体とし、販売しない）	→ (12) 項イ
販売をするもの	→ (4) 項
生活介護施設	→ (6) 項ハ
性感マッサージ	→ (2) 項ハ
整骨院	→ (15) 項
税関	→ (15) 項
税務署	→ (15) 項
青年の家（実態により判断する。）	
銭湯	→ (9) 項ロ
専修学校	→ (7) 項
船舶の発着場	→ (10) 項

**そ**

倉庫	→ (14) 項
葬儀場	→ (1) 項ロ
ソープランド	→ (9) 項イ
そろばん教室	→ (15) 項

**た**

体育館	
観覧席のあるもの	→ (1) 項イ
観覧席のないもの	→ (15) 項
学校内の体育館	→ (7) 項
タイピスト学校	→ (7) 項
短期大学	→ (7) 項
大学	→ (7) 項
短期入所施設	
主として障害の程度が重い者を入所させるもの	→ (6) 項ロ
上記以外のもの（短期入所等施設等）	→ (6) 項ハ
宅配専用ピザ屋等（作業のみのもの）	→ (12) 項イ
ダンス教習所	→ (2) 項ロ
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する施設のうち、男女が 1 対 1 等少数でダンスの授業を受けるところをいう。なお、一般に健康増進を目的として、一度に多数への授業を行うジャズダンススクール等は、(15) 項として取り扱うこと。	
ダンスホール	→ (2) 項ロ

ち

地域活動支援センター	→ (6) 項ハ
チエスクラブ	→ (2) 項ロ
地下街	→ (16 の 2) 項
畜舎	→ (15) 項
知的障害児施設	→ (6) 項ロ
知的障害児通園施設	→ (6) 項ハ
中学校	→ (7) 項
駐車場	→ (13) 項イ
駐輪場（自転車のみ）	→ (15) 項
オートバイも入れる	→ (13) 項イ
賃貸業（貸衣装、貸自転車、レンタカー、貸レコード等）	→ (15) 項
通信機器室	→ (15) 項

つ

釣り堀場	→ (2) 項ロ
------	----------

て

停車場	→ (10) 項
デイサービス	→ (6) 項ハ
テニスクラブ	→ (15) 項
テレビスタジオ	→ (12) 項ロ
展示場	→ (4) 項

1 事務所内又はこれに従属する室内に商品陳列場、商品展示又はショールームを設けているが売場がなく又は一般消費者に直接販売を兼ねていないもので下記(1)から(5)に該当するものは主要用途の従属部分として(4)項以外で取り扱っても差し支えない。

- (1) 直接消費者に販売行為がない用途・形態（売場がないもの）で商品取引のための物品を陳列し展示し紹介、宣伝のために設けられた部分的なもの。
- (2) 来場者が主として小売店、工事関係者であること。
- (3) その場で商品の受け渡しをしないものであること。
- (4) 直接一般消費者の来場を目的としなく又、消費者への販売契約もしない。
- (5) 通常不特定多数の出入りするショールーム、展示、陳列部分が全体の10%以下、かつ、300 m<sup>2</sup>未満であること。

2 事務所内にある展示場又はショールームは次によること。

- (1) 取扱商品の紹介、宣伝を目的としたものであること。
- (2) 専任の展示品説明員が配置されていないこと。
- (3) その場で商品の受け渡しがないこと。
- (4) 直接消費者の来場を目的とし、消費者へ販売店の紹介又は契約をしないこと。

点字出版施設	→ (6) 項ハ
点字図書館	→ (6) 項ハ
店舗（物品販売）	→ (4) 項

その他、実態により判断する。

て

展覧会場	→ (4) 項
ディスコ	
ダンスを主目的とするもの	→ (2) 項口
飲食を主目的とするもの	→ (3) 項口
デパート	→ (4) 項
テレフォンクラブ	→ (2) 項ニ
電車	→ (20) 項
電報電話局	→ (15) 項

と

動物園	→ (15) 項
動物病院	→ (15) 項
独身寮	→ (5) 項口
特別支援学校	→ (6) 項ニ
特別養護老人ホーム	→ (6) 項口
図書館	→ (8) 項
ドライブイン	→ (3) 項口
トレーラーハウス（宿泊施設）	→ (5) 項イ
トレーニングジム	→ (15) 項

な

ナイトクラブ	→ (2) 項イ
長屋住宅（令別表第1に該当しない。）	対象外

に

荷捌き場（トラックターミナルの荷捌き場）	→ (15) 項
乳児院	→ (6) 項口
認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（グループホーム）	→ (6) 項口

ぬ

ヌード劇場	→ (1) 項イ
個室を設け、客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興業の用に供するもの	→ (2) 項ニ

ね

熱気浴場	→ (9) 項イ
------	----------

の

農業用倉庫（令別表第一に該当しない。）	対象外
納骨堂	→ (15) 項
のぞき劇場	→ (2) 項ハ
個室を設け、客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興業の用に供するもの	→ (2) 項ニ

は

博物館	→ (8) 項
博覧会場	→ (4) 項
発着場	→ (10) 項
発電室（独立棟）	→ (15) 項
はり灸院	→ (15) 項
配送センター	→ (15) 項
バー	→ (2) 項イ
バスターミナル	→ (10) 項
バッティングセンター	→ (15) 項
パチンコ店	→ (2) 項ロ
パビリオン	→ (4) 項

ひ

ビアホール	→ (3) 項ロ
飛行機の格納庫	→ (13) 項ロ
百貨店	→ (4) 項
ビデオ上映ルーム	→ (2) 項ニ
美術館	→ (8) 項
美容院	→ (15) 項
病院	→ (6) 項イ
ビリヤード	→ (2) 項ロ
bingo	→ (2) 項ロ

ふ

福祉ホーム	→ (6) 項ハ
複合カフェ	→ (2) 項ニ
ふ頭（船舶の発着するもので、旅客の乗降又は待合のように供する建築物）	→ (10) 項
船（総トン数5トン以上で推進機関を有するもの）	→ (20) 項
孵卵場	→ (15) 項
文化財	→ (17) 項
ファッショナブルス	→ (2) 項ハ
プール（遊戯施設）	→ (2) 項ロ
プラネタリウム	→ (15) 項

^

変電室（独立棟）	→ (15) 項
ペットショップ	→ (4) 項
ペットホテル	→ (15) 項

ほ

保育所	→ (6) 項ハ
ホテル	→ (5) 項イ
保養所（実態により判断する。）	
ボイラー室（独立棟）	→ (15) 項
ボーリング場	→ (2) 項ロ
母子寮	→ (5) 項ロ

ま

麻雀荘	→ (2) 項ロ
マーケット	→ (4) 項
マッサージ	→ (15) 項
副次的な目的で宿泊サービスを提供している施設	→ (5) 項イ
待合	→ (3) 項イ
漫画喫茶	→ (2) 項ニ
マンション	→ (5) 項ロ

み

見本市	→ (4) 項
民宿	→ (5) 項イ

も

盲学校	→ (6) 項ニ
（平成 19 年 4 月 1 日～関連法改正による名称変更：特別支援学校へ）	
盲ろうあ児施設	→ (6) 項ロ
通所のみの施設	→ (6) 項ハ
モータープール	→ (13) 項イ
モーテル	→ (5) 項イ
モデル住宅	→ (15) 項

や

野球場（公衆を収容する客席を有するもの）	→ (1) 項イ
山小屋	→ (5) 項イ

**ゆ**

遊技場	→ (2) 項口
郵便局	→ (15) 項
ユースホステル	→ (5) 項イ
有料老人ホーム	
主として要介護状態にある者を入居させるもの	→ (6) 項口
上記以外のもの	→ (6) 項ハ

**よ**

養護学校	→ (6) 項ニ
養護老人ホーム	→ (6) 項口
寄席	→ (1) 項イ
幼稚園	→ (6) 項ニ
予備校 (学校と同様な用途に供されるもの)	→ (7) 項

**ら**

ライブハウス	→ (2) 項口
ラグビー場	→ (1) 項イ
ラジオ・スタジオ	→ (15) 項
ラック式駐輪場	→ (15) 項
ラブホテル	→ (5) 項イ

**り**

料亭	→ (3) 項イ
料理店	→ (3) 項イ
旅館	→ (5) 項イ
理容店	→ (15) 項
寮 (実態により判断する。)	

**る**

ルーレット場	→ (2) 項口
--------	----------

**れ**

冷凍庫	→ (14) 項
歴史館	→ (8) 項
レストラン	→ (3) 項口
レンタカー営業所	→ (15) 項
レンタルショップ	
貸すのみ	→ (15) 項
販売するもの	→ (4) 項

れ

レンタルルーム → (15) 項  
副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設 → (5) 項イ  
個室を設けインターネット利用等のサービスの提供を行う店舗 → (2) 項ニ

ろ

聾学校 → (6) 項ニ  
(平成 19 年 4 月 1 日～関連法改正による名称変更：特別支援学校へ)  
老人介護支援センター → (6) 項ハ  
老人短期入所施設 → (6) 項ロ  
老人短期入所事業施設 → (6) 項ロ  
老人デイサービス事業施設 → (6) 項ハ  
老人デイサービスセンター → (6) 項ハ  
老人福祉センター → (6) 項ハ  
ロッジ → (5) 項イ